

高知市家具等転倒防止対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における家具等の転倒、収納物の落下等又はガラスの飛散（以下「転倒等」という。）による被害の防止を図るため、家具等に転倒防止器具の取付けを行う世帯に対し、高知市家具等転倒防止対策支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 たんす、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫その他地震発生時の転倒等により居住者の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある床置型の家具類をいう。
- (2) 転倒防止器具 家具等の転倒等を防止するために有効な器具をいう。

(支援対象世帯)

第3条 この事業の利用の対象となる世帯（以下「支援対象世帯」という。）は、本市に居住し、住民登録を行っている者で構成する世帯とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支援対象世帯を構成する者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、事業の利用の対象としない。

(事業の内容等)

第4条 市長は、支援対象世帯に対する転倒防止器具の取付けに係る費用の見積り及び取付けの支援に関する業務について、高知市が当該事業を適切に行うことができると認める事業所に委託するものとする。

- 2 この事業で転倒防止器具の取付けを行うことができる家具等の個数は、最大で5点までとする。
- 3 この事業の利用は、原則として1世帯当たり1回とする。

(利用申請)

第5条 支援対象世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、事業を利用しようとするときは、高知市家具等転倒防止対策支援事業利用申請書（第1号様式）を市長に申請するものとする。

(利用決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定し、高知市家具等転倒防止対策支援事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(支援の方法)

第7条 市長は、前条の規定により利用の決定をしたときは、委託した事業所（以下「委託事業所」という。）にその旨を通知するものとする。

- 2 委託事業所は、前条の規定により利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）の同意を得て申請に係る家具等を事前に調査し、転倒防止器具の取付け方法を検討の上器具の代金を見積もるとともに、高知市家具等転倒防止対策事前調査実施報告書（第3号様式）の意思確認欄により利用者に転倒防止器具の取付工事についての意思を確認し、市長に報告しなければならない。
- 3 転倒防止器具の取付工事には、利用者の立会いを受けなければならない。

(費用負担)

第8条 利用者は、転倒防止器具の取付工事に係る費用のうち、転倒防止器具の購入代金を負担するものとし、取付け完了後速やかに確定した金額を委託事業所に支払わなければならない。

- 2 転倒防止器具の購入代金の支払いについて、市はその責を負わないものとする。

(利用の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、利用決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用決定を受けたとき。

- (2) 利用者又は利用者と同一世帯の者が規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(利用の中止)

第10条 利用者は、利用決定を受けた後に利用を中止する場合は、高知市家具等転倒防止対策支援事業利用中止届(第4号様式)により、市長に届け出なければならない。

(実施報告)

第11条 委託事業所は、転倒防止器具の取付工事が完了したときは、高知市家具等転倒防止対策支援事業実施報告書(第5号様式)の確認欄に利用者の署名又は記名押印を受けるとともに、市長が必要と認める書類を添付し、速やかに市長に報告しなければならない。

(免責)

第12条 この事業により転倒防止器具の取付けを行った家具等が地震等の災害により転倒等し、利用者又は利用者以外の者が負傷又は死亡しても、市及び委託事業所は、その損害賠償等の責めを負わないものとする。

(従事者証)

第13条 事業に係る業務に従事する者(以下「従事者」という。)は、業務に従事するときは、常に高知市家具等転倒防止対策支援業務従事者証(第6号様式)(以下「従事者証」という。)を携帯し、必要があるときは関係人にこれを提示しなければならない。

- 2 委託事業所は、従事者について従事者証の交付を受けようとするときは、高知市家具等転倒防止対策支援業務従事者証交付申請書(第7号様式)により市長に交付の申請をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、従事者証を交付するものとする。
- 4 委託事業所は、従事者証の記載事項に異動を生じたときは、速やかに市長に書面をもって届け出なければならない。
- 5 従事者は、その身分を失ったときは、速やかに従事者証を市長に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市家具等転倒防止対策支援事業実施要綱の規定に基づき行われた支援対象者に対する支援については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市家具等転倒防止対策支援事業実施要綱の規定に基づき行われた支援対象者に対する支援については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市家具等転倒防止対策支援事業実施要綱の規定に基づき行われた支援対象者に対する支援については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市家具等転倒防止対策支援事業実施要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市家具等転倒防止対策支援事業実施要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

(表面)

第1号様式(第5条関係)

令和 年 月 日

高知市長 様

住所 高知市

申請者 氏名

※ 本人が手書きしない場合は、記名押印してください

電話番号

※ 連絡のとりやすい番号を記入してください

高知市家具等転倒防止対策支援事業利用申請書

高知市家具等転倒防止対策支援事業を利用したいので、高知市家具等転倒防止対策支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

また、高知市家具等転倒防止対策支援事業の利用を申請するに当たり、裏面の承諾事項及び高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

記

世帯の状況 ※申請者を含む。	氏名		生年月日		申請者との続柄
			明・大・昭・平・令 年 月 日		本人
			明・大・昭・平・令 年 月 日		
			明・大・昭・平・令 年 月 日		
			明・大・昭・平・令 年 月 日		
			明・大・昭・平・令 年 月 日		
固定家具等	◎取付けを希望する家具等の数を記入してください。※合計5点まで				
	たんす		食器棚		本棚
	テレビ		冷蔵庫		その他床置型の家具類 ()
駐車スペース	委託事業所がご自宅を訪問するにあたって、駐車スペース(一軒家の敷地内やマンションの来客用駐車場など)の有無をお伺いします。 <input type="checkbox"/> あり ※ 駐車スペースの確保にできる限りご協力をお願いします。 <input type="checkbox"/> なし				

(裏面)

承諾事項

- 1 市長が、住所及び世帯構成を確認するため、住民票の記載事項を確認すること。
- 2 転倒防止器具の購入代金については、自己が負担すること。また、自己が転倒防止器具を用意する場合を除き、その購入については委託事業所に委任し、当該器具の取付け完了後速やかに当該器具の購入代金を委託事業所に支払うこと。なお、この支払について、市はその責を負わないこと。
- 3 自己及び同一世帯内の者以外の者が所有する居住用建物の場合は、転倒防止器具の種類、個数及び取付け位置などについて、あらかじめ当該建物の所有者又は管理者との協議に努めること。
- 4 転倒防止器具の取付けによって、家具、壁等の連結部分が傷つくこと。
- 5 建物の構造及び家具等の配置状況によって、転倒防止器具が取り付けられない場合があること。
- 6 取付け完了確認後の家具等の移動、転倒防止器具の取り外しについては、自己の責任と負担で行うこと。
- 7 転倒防止器具を取り付けた箇所について建物の所有者又は管理者から原状回復請求を受けた場合、自己の責任で対処すること。また、器具の取付けを実施したことに関して建物の所有者又は管理者との間にいかなるトラブルが生じても、市及び取付けを行った委託事業所に対し、損害の賠償を求めないこと。
- 8 転倒防止器具の取付けは、地震等の災害により家具等が転倒等しないことを保証するものではないことを十分に理解した上で、取付け完了後においても、地震等の災害が発生した場合は直ちに自己や家族の生命を守る行動をとることに努めること。
- 9 地震等の災害により家具等が転倒等し、利用者又は利用者以外の者が負傷又は死亡しても、市及び取付けを行った委託事業所に対し、損害の賠償を求めないこと。

年 月 日

様

高知市長

印

高知市家具等転倒防止対策支援事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで利用申請のありました高知市家具等転倒防止対策支援事業については決定（却下）としましたので、高知市家具等転倒防止対策支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

利用者氏名 _____

※ 高知市が業務委託した下記の事業所から後日連絡がありますので事前調査及び取付け日時などの調整をお願いします。

委託事業所：

※ 事業所から派遣される業務従事者は、高知市の発行する家具等転倒防止対策支援業務従事者証を携帯しています。

2 却下

（理由） _____

年 月 日

高知市長 様

委託事業所 名称
所在地
代表者職名・氏名

—

高知市家具等転倒防止対策事前調査実施報告書

高知市家具等転倒防止対策支援事業の事前調査を実施したので、高知市家具等転倒防止対策支援事業実施要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

部屋の種類	家具の種類	転倒防止器具の種類	転倒防止器具の見積り金額
			円
			円
			円
			円
			円
合計			円

従事者氏名 _____

年 月 日

上記のとおり転倒防止器具の取付けを行うことに

- 同意します。
- 同意しません。支援を辞退します。

（ 辞退の理由 ）

住所 _____

利用者

氏名 _____

※ 本人が手書きしない場合は、記名押印してください

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

高知市長 様

住所 _____

利用者

氏名 _____

高知市家具等転倒防止対策支援事業利用中止届

年 月 日付けで利用決定を受けた高知市家具等転倒防止対策支援事業について、下記のとおり利用を中止したいので、高知市家具等転倒防止対策支援事業実施要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

記

中止の理由

年 月 日

高知市長 様

委託事業所 名称
所在地
代表者職名・氏名

—

高知市家具等転倒防止対策支援事業実施報告書

高知市家具等転倒防止対策支援事業について、事業を完了したので、高知市家具等転倒防止対策支援事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 取付場所等

建物所在地 _____

2 取り付けた部屋及び家具等の種類並びに転倒防止器具の種類及び金額

部屋の種類	家具等の種類	転倒防止器具の種類	金額
			円
			円
			円
			円
			円
合計			円

3 事業完了年月日 _____ 年 月 日

4 従事者氏名 _____

年 月 日

上記のとおり家具等転倒防止対策支援事業を実施したことを確認しました。

利用者 _____
住所 _____
氏名 _____

第6号様式（第13条関係）

（表）

高知市家具等転倒防止対策支援業務従事者証	
委託事業所	
従事者氏名	
上記の者は、家具等転倒防止対策支援事業の実施に関し、高知市が当該業務を委託した事業所の従事者であることを証明する。	
年 月 日発行	
高知市長	印

（裏）

注意事項
1 この証は、業務に従事中常に携帯すること。
2 この証は、関係人から請求のあったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3 この証は、他人に貸与、譲渡、改ざん等をしてはならない。
4 記載事項に変更を生じたとき、又は本業務に係る従事者でなくなったときは、速やかにこの証を市長に返還すること。
5 この証を紛失又は毀損したときは、速やかに市長に届け出ること。
6 この証の有効期間は、発行の日から委託契約終了日までとする。

備考 用紙寸法は縦6.5センチメートル，横9.5センチメートル

